

宮崎県医師会館 研修室・会議室使用料金（一般）について

※令和 8 年 10 月 1 日から下表のとおり料金を改定いたします。

※会員の使用料金は、宮崎県医師会までお問合せください。

- 1 1 時間単位での貸出となります。
- 2 平日 9 時～18 時を除く時間は、料金とは別に時間外使用料を別途請求いたします。
- 3 使用料金は、申請された準備から後片付けを含むすべての時間で請求いたします。
なお、時間を超過した場合は別途請求させていただきます。
- 4 キャンセル料は、利用日の 1 週間前より請求いたします。
(使用料の 50%、当日は使用料の 100%)

会議室名	1 時間あたりの料金（消費税別）	
	R8. 9. 30 までの 料 金	R8. 10. 1 からの 改定料金
2階 研修室 研修室①と②を合わせて ・ ①+②=276 m ² ・ スクール形式で約 140 名	@11, 000	@17, 000
2階 研修室 研修室①・②それぞれ ・ ① : 139 m ² 、② : 137 m ² ・ スクール形式で各約 70 名	@6, 500	@10, 000
5階 会議室 会議室②と③を合わせて ・ ②+③=102 m ² ・ スクール形式で約 40 名	@4, 500	@7, 000
5階 会議室 会議室②・③・④それぞれ ・ ② : 51 m ² 、③ : 51 m ² 、④ : 40 m ² ・ ②・③スクール形式で各約 20 名 ・ ④円卓固定で約 16 名	@2, 500	@4, 000
1階 会議室(健康相談室) ・ 31 m ² ・ スクール形式で約 12 名	@2, 500	@4, 000
時間外使用料 ・ 平日の 9 時～18 時を除く時間 ・ 1 時間単位での請求	@2, 000	@3, 000

※令和 8 年 8 月 31 日までの受付分は、「R8. 9. 30 までの料金」を適用します。